

# 特定有料老人ホームの融資条件の拡充に伴う (サービス付き高齢者向け住宅への融資制度)のご案内

平成25年度より特定有料老人ホームの融資条件が拡充されたことに伴い、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合に、下記の機構資金が利用できます。

## 《融資対象》

次の(1)～(4)のすべての要件に該当する場合となります。

- |  |
|--|
| (1) 次の①から④のサービスのいずれかを供与するものであること<br>(老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するものであること)<br>①入浴、排せつ又は食事の介護 ②食事の提供 ③洗濯、掃除等の家事 ④健康管理 |
| (2) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院又は介護老人保健施設に隣接していること  |
| (3) 入居定員が50人未満であること  |
| (4) 利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者には原則として利用料以外の費用を負担させないこと  |

## 《融資を受けられる方》

- |            |            |          |               |
|------------|------------|----------|---------------|
| (1) 社会福祉法人 | (2) 日本赤十字社 | (3) 医療法人 | (4) 一般社団・財団法人 |
|------------|------------|----------|---------------|

## 《融資条件》

| 区分         | 条件                                  |
|------------|-------------------------------------|
| 償還期間(据置期間) | 20年以内(2年以内)                         |
| 融資率        | 70%                                 |
| 融資限度額      | 担保評価額×70%                           |
| 貸付利率       | <a href="#">金利については、こちらをご覧ください。</a> |
| 担保         | 原則として、融資の対象となる建物及び敷地                |
| 保証人        | 個人保証又は保証人不要制度                       |

※1 貸付利率の( )書きは、10年経過毎金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率です。

※2 保証人不要制度は、貸付利率に0.05%を上乗せすることにより個人保証を不要とする制度です。

○ 計画の早期段階から融資相談に応じておりますのでご活用ください。  
詳細については、次の本部又は大阪支店の福祉審査課にお問い合わせください。

- 施設の開設地が東日本(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)のお客さま  
本部 福祉審査課  
Tel: 03-3438-9298 Fax: 03-3438-0583
- 施設の開設地が西日本(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)のお客さま  
大阪支店 福祉審査課  
Tel: 06-6252-0216 Fax: 06-6252-0240